

平成25年5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ 一

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎

(コード番号 7867 東証第1部)

問い合わせ先 常務取締役連結管理本部副本部長 小島 一洋

T E L 03-5654-1548

取締役に対するストックオプションに関する行使価額決定方法等の内容変更の件

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を含みます）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する行使価額決定方法等の内容の一部変更についての議案を、下記の通り平成25年6月26日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、取締役（社外取締役を含みます）および監査役について、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、取締役については平成23年6月24日開催の当社第60回定時株主総会、監査役については平成19年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、それぞれストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認を頂いております。今般、従来ご承認頂いておりました内容の一部変更の承認をお願いするものであります。

具体的には、行使価額の決定方法について、新たに最低必達株価を設定し、行使価額を従来の決定方法により算定した結果、この最低必達株価を下回っていた場合には、当該最低必達株価を行使価額とする内容変更の承認をお願いするものです。最低必達株価は、当社が平成23年9月1日付で割当てた第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額と同価格の658円といたします。この最低必達株価を設定した理由は、当社は現在と比較し平成24年3月期（2011年度）と同等の実力を保有しているものと認識しており平成24年3月期（2011年度）に割当した行使価額を用いたことと、既に割り当てているストックオプションを権利行使実行可能にするべく、その決意を表したものであります。

また、従来対象に含まれていた社外取締役および監査役に関しては、客観的・中立的立場を踏まえ、今後はストックオプションの割当てを行わないことといたします。

ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額および具体的な内容は、会社業績、および当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額につきましては、従来通り2億円で変更はございません。

その他の新株予約権の内容については変更ありません。

具体的な変更内容は以下の通りです。

新株予約権の内容・変更案対照表（下線は変更部分を示します）

現行新株予約権の内容	変更案
<p>③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。</p>	<p>③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。 <u>ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とする。</u></p>

（ご参考）上記変更適用後の新株予約権の内容

① 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

6,600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

新株予約権の行使により発行される株式数の上限

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、660,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を、交付を受けることができる株式数の上限とする。

② 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

④ 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する当社取締役会決議の日から2年を経過した日より5年以内で当社取締役会が定める期間とする。

⑤ 謹渡による新株予約権の取得の制限

謹渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

以上